

<資 料>

国連「障害のある人の権利条約」が特別支援教育に与える影響について

—— 権利条約に則った就学相談とは ——

落合 俊郎*

2008年5月に国連「障害のある人々の権利条約」が発効し、特別支援教育だけでなく通常の教育に対しても、第24条が大きな影響を与えているといわれている。本稿では、世界の障害児教育あるいは保護者の諸権利のバイブルともいえるウォーノック報告に則った「就学指導の手引き」を紹介した。ウォーノック報告は歴史的にも内容的にも権利条約の基盤となるものである。しかし、ウォーノック報告は新自由主義を開始したマーガレット・サッチャーと深く関わっており、一見、新自由主義とウォーノック報告は全く異質あるいは対立するものように見えるが、この2つを精査すると、新自由主義まっただ中の就学支援は、まさに「戦略的 就学指導」だったのではないか。もちろん権利条約は、障害のある人々の人権という側面から策定されたものであるが、その運用方法によっては、特別支援教育が通常の教育を変える可能性や社会改革を可能にする戦略的潜在能力を秘めているのではないか。また、日本で権利条約の第24条にあるインクルーシブ教育が実行されると、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増大する可能性を先進国の資料から示した。

キーワード：障害のある人々の権利条約、ウォーノック報告、新自由主義

I. はじめに

2008年5月に国連「障害のある人々の権利条約」が発効され、特にこの条約の「第24条 教育」に関して、特別支援教育と通常の教育に、少なからず影響を与えるものと考えられる。この第24条の内容を次に示す。「1. 締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、締約国は、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習であって、次のことに向けられたものを確保する。(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己価値に対する意識を十分に開発すること、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。(b) 障害のある人が、その人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的な能力を最大限度まで発達させること。(c) 障害のある人が、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。2. この権利を実現するため、締約国は、次のことを確保する。(a) 障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、並びに障害のある子どもが障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと。(b) 障

害のある人が、自己の住む地域社会において、他の者との平等を基礎として、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること。(c) 個人の必要に応じて合理的配慮が行われること。(d) 障害のある人が、その効果的な教育を容易にするために必要とする支援を一般教育制度内で受けること。(e) 完全なインクルージョンという目標に則して、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効果的で個別化された支援措置が提供されること。3. 締約国は、障害のある人が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするための生活技能及び社会性の発達技能を習得することを可能としなければならない。このため、締約国は、次のことを含む適切な措置をとる。(a) 点字、代替的筆記文字、拡大・代替コミュニケーションの様式、手段及び形態、並びに歩行技能の習得を容易にすること、並びにピア・サポート及びピア・メンタリングを容易にすること。(b) 手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にすること。(c) 盲、ろう又は盲ろうの人（特に子ども）の教育が、その個人にとって最も適切な言語並びにコミュニケーションの様式及び手段で、かつ、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境で行われることを確保すること。4. この権利の実現を確保するこ

* 広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座

とを助長するため、締約国は、手話又は点字についての適格性を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用するための並びに教育のすべての段階において教育に従事する専門家及び職員に対する訓練を行うための適切な措置をとる。その訓練には、障害への認識、適切な拡大・代替コミュニケーションの様式、手段及び形態の使用、並びに障害のある人を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れなければならない。5. 締約国は、障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、一般の高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習にアクセスすることができることを確保する。このため、締約国は、障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保する（川島聡・長瀬修，2007）。とされている。

ここに紹介するのは、Special Educational Needs A Guidance for Parents (1983) である。1983年に作られたスコットランドの「就学支援の手引き」がなぜ25年後の今紹介しなければならないかという理由は、以下の通りである。この手引きはウォーノック報告に基づいて作られており、その根本は「障害のある人の権利条約」の内容と類似している部分が多い。当然ながら1978年にウォーノック報告が英国議会通过したときは、インクルージョンという言葉は、特別支援教育の用語ではなく、それに似ている言葉としてインテグレーション（統合教育）やノーマライゼーションという言葉が使われていた。英国のウォーノック報告は世界の障害児教育の方向性に歴史的な影響を与えた重要なものであるが、この報告が出された前後の政治・経済的状况を直視する必要がある。ウォーノック報告が作成されるまでの経過をさかのぼると、1973年に保守党内閣時の教育科学大臣マーガレット・サッチャーがメアリー・ウォーノックに「障害のある青少年の教育に関する調査委員会（The Committee of the Education of Handicapped Children and Young People）」を立ち上げ諮問した。1974年労働党内閣に移行し、調査委員会の活動は政権が交代しても続けられた。しかし、1976年に英国はIMF融資条件下に置かれ、いわゆる財政破綻に陥った。このような政治・経済的に大変動が起きた2年後の1978年に、ウォーノック報告が議会通过した。そして1979年、労働党政権から保守党政権に移り、マーガレット・サッチャーが首相になり、いわゆるサッチャーリズムが開始された。サッチャー政権当初は、ウォーノック報告を無視したといわれるが、1981年法からその内容が法律に反映されだした。

一方、日本においては、2008年7月に全国知事会議は、遅くとも2011年に財政が破綻する可能性を提言文書に盛り込んだ。昨今の財政事情や国際状況をみると、今後の日本における特別支援教育のあり方を英国の歴史と比較検討することによって、特別支援教育の展開と留意点がみえるのではないか。

「障害のある人々の権利条約」によって、前述するように障害のある人々に対する差別の禁止や人権の尊重、教育においてはインクルーシブ教育の実行に対しては、格段の考慮をしなければならないだろう。しかし、このような変化は財政が潤沢なときに行われるのではなく、上述した全国知事会議の声明のように、財政的にかなり厳しい時代に行われる。また、今日の「障害のある人々の権利条約」の内容は、障害のある人々に対する施策の積み重ねによって実現されており、その歴史的一里塚としてのウォーノック報告は重要であるとするには異論はないであろう。サッチャーリズムとウォーノック報告は一見相反するよう見えるが、時代的には同じ時期に、マーガレット・サッチャーという同じ人物が絡んでおり、その背景にある政治的戦略を明らかにする必要がある。そして「障害のある人々の権利条約」が日本で批准されたとき、特別支援教育をどのような戦略の下に方向付けるのか考えてみる必要がある。

日本において権利条約批准後、どのような就学支援体制になるのかを予測してみよう。以下に紹介するのは、1983年にスコットランドで作成された「就学支援の手引き」である。この時点ではサッチャーが首相になってから4年目になっており、彼女が独自色を政策の中に出し始めたところで、新自由主義まった中の市場原理主義に回帰した時の就学支援の手引きである。

II. サッチャー政権・市場原理主義下の就学支援

以下はスコットランド版「就学の手引き」の小冊子 Special Educational Needs A Guidance for Parents の和訳である。以下の文は、落合（1988, 1992）が既に発表したものを加筆修正したものである。

***** Special Educational Needs A Guidance for Parents *****

はじめに

5人1人もの多くのお子さんたちが、その教育に一

定の時期、特別な支援を必要としています。このようなお子さんは「特別な教育的ニーズ」があるとされています。このグループのお子さんは、学習の中でちょっとしたつまづきがあるだけだったり、数年以上も特別な種類の支援をうける必要がある少数のお子さんも含まれています。このようなお子さんのニーズや何をしてあげるかを明確にするために、教育委員会によって作成される、いわゆる「ニーズ記録票」Record of Needsに登録したほうがよいでしょう。この小冊子は、すでにご登録されているお子さんのご両親だけでなく、この種の支援の配慮が必要とお思になるご両親のために作られたものです。授業の中で大変な困難が生ずる場合、あらゆる種類の原因が考えられます。視力や聴力が弱いことが原因かもしれませんし、体の動きや人間関係の正常な発達に影響を与える肢体不自由、知的障害や情緒的な困難さが原因であることもあろうでしょう。あるお子さんは障害をもって生まれてきますし、別のお子さんは事故や病気の結果として障害をもつようになります。障害の状況によって外見上他のお子さんとは違う様子をしている場合もありますし、例えば、聴覚障害のお子さんのように、ちょっと見ただけではわからない場合もあります。教育委員会は、お子さんの教育がどのようにあるべきか、手立てを考えたり、どのような支援が必要なのか明らかにしなければなりません。もちろん特別な種類の教授方法や支援方法は通常の学校でも行われますが、特別な教育的ニーズについての最近の進歩と社会の見方の変化によって、障害のあるお子さんがどんどん次のような学校に通うようになっていきます。よりきめ細かい日課や少人数のグループあるいは専門化された方法で授業が行なわれている特別学級や特別学校です。

このガイドブックは、お子さんにどのような特別な配慮が必要なのかご理解いただける手助けと、どのようにして様々な支援が得られるのか、さらにご両親の権利について説明するために書かれたものです。

1 もし、子どもが障害があるのではないかと感じたら、だれに相談したらよいのでしょうか？

例えば、お子さんの発達が遅かったり、普通に聞こえていないとか、見えていないのではないかとお思いでしたら、保健士、かかりつけのお医者さん、または児童相談所あるいは保健所の職員と相談してください。お子さんにとって大事なことは、この種のどんな課題に対しても、できるだけ早く何か支援を得ることです。遅れてはいけません。このような事柄について

職員にたずねることが専門家のアドバイスを得るための最初のステップなのです。もしあなたのお子さんが学校に行き始めてから、学習が遅いとかその他の難しさがあるようでしたら、先生や校長先生とご相談下さい。もちろん先生のほうから最初にこの課題について話を持ちかけてくるかもしれません。その場合、学校がご相談の支援を行う専門家を紹介する場合もあります。

2 どのようにして私の子どもを助けることができるのでしょうか？

もしならぬの困難がお子さんに生じたら、かかりつけのお医者さん、保健士、校医または看護士あるいは病院の専門家が、あなたのお子さんの状況が将来どうなるか、どんな支援ができるか説明するでしょう。必要とされる治療について配慮したり、教育関係機関との結び付きや何らかの支援ができる厚生労働省関係機関とのつながりをアレンジしてくれるでしょう。ご家族全体の手助けとなるものとしては、同じような課題に直面している人々とのつながりも考えられます。多分、親の会やもっと大きな組織の場合にはボランティア組織と合流することも考えられます。このような組織については、この冊子の一番最後の章に記載しています。

その他、お子さんについて留意すべきことは：

- i お薬を飲まなければならない場合、処方箋通りちゃんと飲んでますか。またお子さんの視覚補助機器、補聴器あるいはその他の補助機器をきちんとつけていますか。これらの補助機器が正しくはたらいっているかどうか調べてください。
- ii 治療やアドバイスが必要な場合、定期的いきちんと行っていますか。
- iii もし状態が悪化するようでしたら、すぐにも相談してください。
- iv お子さんがよその人々、特に子どもたちとのコンタクトをいつも持ちたくなるような工夫をしましょう。

3 私の子どもは就学する前に何か教育を受けることができますか？

はい。できます。重い障害のあるお子さんは、早期から教育場面で多くの支援が得られます。教育委員会がよろこんでお子さんの教育的なニーズについてご相談しますし、専門的なアドバイスもお受けになれます。お子さんを保育所あるいはプレイグループに入れ

たり、ご家庭に教師が訪問できるような配慮をするかもしれません。お子さんの発達を促すために、このような早期の段階に、多くのことをしなければならいでしょう。教師や医者とともに協力しながら、皆さんは親として、最も大きな役割を果たさなければなりません。どんな支援も充分に利用するように心がけてください。このようにして何年もたつうちに、お子さんが大きく変わるでしょう。

4 私の子どもがどのような教育的ニーズをもっているのかを決めるのは誰ですか？

もし、お子さんが長い年月にわたって、特別な教育的な係わりが必要であれば、法的にはあなたが住んでいる地域の教育委員会が責任を取らなければなりません。これを行なうためには、“アセスメント”と呼ばれることを行なわなければなりません。これは、どのような支援ができるか、何が学習を困難にする原因なのか、お子さんがもっている能力と同時に、あるかも知れない障害のことについて調べ、教育的なニーズを見つけるものです。ご両親は誰よりもお子さんについてご存じですので、このアセスメントでは重要な役割を演じていただくかもしれません。また、お子さんについて何か決定する場合も、同等の権利を有します。

5 アセスメントはどうすれば受けられますか？

ご両親もアセスメントを依頼することができますが、もしご依頼が不適当な場合（例えば、お子さんの検査が、すでに行なわれた場合など）のみ、教育委員会は拒否するかもしれません。

6 どのようにしてアセスメントは行われますか？

まず、関係するお医者さんあるいは心理関係職員から、お子さんを検査してよろしいかどうかがかう連絡が来るでしょう。すでに関係者からお子さんが必要としている配慮についてお話があったと思いますが、これから行なわれる緒検査は、今後、関係者がどんな支援をしたらよいかを決めるために行われます。もうすでに就学している場合は、どんな配慮が必要か学校の先生方が考えていることに加え、できる限り多くの専門家のアドバイスを考慮にいれます。教育委員会はまず、ご両親がお子さんのニーズについてどう思っているか、さらにご両親がおっしゃりたいことについて、お聞きしなければなりません。連絡と一緒に、ご両親がアセスメントやお聞きしたいことについて、お答えできる人の名前をお知らせするでしょう。教育委

員会にご両親がおっしゃりたいことを考慮に入れなければなりません。全てに同意するとはかぎません。お子さんを入学させたい学校について話し合うことになるでしょう。

7 私の子どもはどうしても検査されなければならないのですか？

はい。アセスメントの全体的な考えというのは、お子さんを支援することでありますから、諸検査は必要なものです。皆様にご迷惑にならないように、教育委員会は全力を尽くします。

8 子どもが検査を受けるとき私は同席することができますか？

医学的な検査には立ち合うことができる権利がありますが、子どもというものは、ご両親が同席しない場合には全く違った様子を見せるのが常です。ある場面では心理関係職員だけでお子さんを見る場合があります。もちろん医療関係者や心理関係者も何を検査し何を調べているのかご説明するでしょう。

9 アセスメントが終了した後どうなるのですか？

教育委員会は、お子さんが「ニーズ記録票」に記載して障害児として登録すべきかどうか述べるでしょう。もし登録することが決定されましたら、お子さんが特別にもつ能力や課題について詳しく述べた一連の報告書を作り、お子さんにとってどんな教育的な配慮が必要か、あるいは何ができるかお伝えし、多くの場合、就学する学校名も連絡します。これらの報告は、最終的には「ニーズ記録票」として一冊にまとめられます。しかしまとめの前に、記載事項に同意できなかったり、何か欠落している事柄などのご意見をお聞きするために、報告書をお送り致します。アセスメントが行なわれたとき教育委員会から派遣されたスタッフがお会いし、一緒に報告書の内容についてお話しするとお考えいただければよろしいです。どのような質問にも答えると同時に、ご両親がおっしゃりたい事柄についても、一緒に考えていきたいと思ひます。ご両親のお考えをいつも参考にできるよう、お話しになったことについても「記録票」の一部として残されます。お子さんのニーズにあったどんな配慮がなされているのかを、常にお知らせするために、その時々記録票のコピーが送られます。

10 コメントを得るまでどれくらい期間がかかりますか？

14日間ほどかかります。もし報告書の内容にご満足できなかったり、変更を申し立てたい場合は、いつまでに返答いただきたいか期限をお伝えします。その後教育委員会は、「ニーズ記録票」に最終的にどう記載するか決定するでしょう。コピーが送られてきて、もし記録票に述べられていること、あるいは障害児として登録することさえも同意できない場合、どうすべきかが書いてあり、また、だれがあなたの“Named Person”であるかお知らせするでしょう（“Named Person”については質問12を参照してください）。

11 ニーズ記録票とはいったい何ですか？

ニーズ記録票とは、教育期間中にどんな特別な教育的配慮が必要か、それぞれの児童や生徒のために作るもので、関係者以外には見せない書類です。この書類にのっかって、ご両親、学校、それに教育委員会が、お子さんに対して適切な支援ができていないか、とりこぼしていることはないか全てチェックします。この票にはあなたの名前と住所が書いてあり、その横にはお子さんのお名前と“Named Person”の名前も記載されます。内容は以下の通りです。

- i お子さんの得意な面と弱点についての全体的な所見（アセスメント プロフィール）
- ii お子さんが学習に困難さをもつ原因についての報告
- iii お子さんの特別なニーズについての所見
- iv お子さんに必要な配慮に対応する手立てについての説明
- v お子さんが入学可能な学校についての詳細
- vi どんなことでもよいですが、ご両親がお考えになったお子さんのニーズについての意見のまとめ
- vii いつこの記録票が再検討され、誰がこの票を見たりコピーしたりしたかについての閲覧記録

12 “Named Person”とは何ですか、どんな支援をしてくれるのですか？

お子さんのニーズについて検討し、ご両親と相談する時に、もしお子さんが登録されていたら、アドバイスや情報をお受けになる時にコンタクトを引き受けてくれる人を誰にしたいのかうかがうでしょう。こうして選ばれたのが“Named Person”です。教育委員会あるいは厚生省関係職員あるいはご両親が信頼する人々、どんな問題についてもお話しができ、それを

口外しないどなたでも結構です。多分皆様は、教育のことについてご存じの方、もし必要とあればお子さんやご両親の諸権利を見出すお手伝いができる人をお望みかと思えます。お子さんの年齢や状況にもよりますが、校長、心理職関係者、ソーシャルワーカー、保健士、医者、職業指導員、ボランティア団体の代表、牧師あるいはあなたの友人等が、最もよい選択であると考えます。このようにして決まった“Named Person”は、お子さんの成長とともに変更したほうがよろしいでしょう。教育委員会はこのことについてもご相談いたします。

13 もし、私の子どもが障害児として登録されることに納得がいかない場合、どうしたらよいですか？

お子さんが登録される事の利点について話し合いますが、もしお望みでしたら、国務大臣によって再検討された決定を受けることができます。教育委員会が記録票をお送りする時、どのようにして不服を申し立てるのか、その方法も述べてあります。希望する場合は、お子さんのための決定を国務大臣に申請する手続きの代行を行う地域の提訴委員会に書類を送ってください。もし国務大臣が、お子さんは障害児として登録される必要がないというあなた方のご意見に同意すれば、大臣は教育委員会に登録を中止するように勧告します。

14 もし、記録表内の記載に同意しかねることがあったらどうしたらよいですか？

お子さんの学習を難しくしている原因についての記述、教育的なニーズについての所見や、入学される学校については、ご両親は地域の提訴委員会に申し出ることができます。提訴委員会それ自体は、就学する学校の決定について教育委員会の意見に同意するのか、あるいはご両親に合意するのかを決定し、その他の全ての課題については、その決定を大臣に委託します。（同じく質問17を参照されたし）

15 私の子どもが受けられる支援について意見をいうことはできませんか？

お子さんに必要と思われることについては記録票に書かれています。教育関係、保健関係、社会福祉関係部局が準備できるよう全力を尽くします。全てをすぐ準備することができないかもしれません。もしお子さんが必要とする支援を受けていないとお考えでしたら、もちろん、いつでも担当の部門にこのことを申し

立てることができます。

16 私の申し立ては国務大臣によってどのように検討されるのですか。

国務大臣は教育関係と医学関係についてのアドバイザーをもって、ここまで非公開で扱われてきた申し立て書に別添で、ご両親とお子さんと話し合う前に、アセスメントについての全ての情報を検討します。ご両親は、お子さんが障害児として登録されたり、記録票の内容について、なぜ同意できないか意見を言うことができます。関係者のアドバイスにもとづいて行なわれる国務大臣の決定が最終的なものです。国務大臣は教育委員会に、お子さんの記録票の内容について訂正や中止を要求します。

17 もし、教育委員会が私の希望する学校に異議を示した場合、どのような方法で意見を申し立てればよいのですか？

どの学校に就学するか決めることは、アセスメントの一部としてご両親と詳しくご相談し、お子さんのためにどの学校に就学させたいかについて書面でお伝えします。もし教育委員会がお子さんをご希望の学校に就学させることに同意しない場合は、地域の提訴委員会にその判定を委託することができます。ご両親がどうしてその学校を選択されたのか、その理由を申し出てください。

なお、教育委員会は以下の場合のみ、就学する学校の決定についての変更を拒否できます。

- ご両親が選択した学校に空きがない場合
- お子さんの入学を許可すると教師を補充しなければならなかったり、学校を改造したり拡張するため多くの経費を費やさねばならない場合
- 学校を代えたとお子さんの教育に悪い影響を与える場合
- ご両親がお望みになる学校の教育のあり方がお子さんに適当でないと考えられる場合
- お子さんの就学が他のお子さんの利益に影響を与える場合（例えば、お子さんだけに、非常に多くの注意が必要となってしまう場合）
- お子さんがかつて、その学校で問題を起こしたことがある場合
- 希望する学校が男女別学で、お子さんが入学できない場合
- お子さんに就学させたいと申し出た学校が私立や法人学校である場合、教育委員会は同じ系列の学校の

中から、お子さんのニーズに応じた適切な設備が整えられる学校を探し、その学校への就学をおすすめする場合があります。

教育委員会がご両親のご希望を拒否する場合は、提訴委員会に充分満足すべき理由を提示しなければなりません。そうでない場合、提訴委員会は、ご両親の学校選択を支持し、委員会の決定とそれについての理由をご両親に通知します。

18 提訴委員会が私の意見に同意しなかった場合どうなりますか？

提訴委員会でも、ご両親が望む学校にお子さんを行かせたいという申し立てが却下された場合、州知事に上告できますが、これが最終的な決定です。

19 障害児として登録されている子どもでも通常の学校に入学できますか。

これはお子さんがどのようなニーズがあるかに大きく左右されます。可能であれば障害のあるお子さんも、通常の学校に通学できます。教育委員会や保健関係機関がそれぞれの子どものために特別な対応を行うにしたがって、このような出来事がどんどん多くなりました。特別な対応とは、例えば交通の便をはかったり、補助器具や教育機関あるいは地域の学校に理学療法士のようなサービスを供給することです。しかしながら、ある児童や幼児は特別な教育方法や設備が整っている特別学校や特別学級での教育が望まれます。

20 特別学校とはどのようなものですか。

特別学校は、特に通常の学校に行くことができないお子さんのニーズにあわせて設置されています。教師やその他職員は適切な教育方法や療育について特別な訓練を受けています。特別学校に就学される大部分のお子さんは、他のお子さんと同様、ご家族と一緒に住み、毎日登校することになります。もっと重篤な障害のあるお子さんは、24時間の療育を受けられる寄宿制の特別学校に就学することになるでしょう。特別学校や通常の学校内の特別学級は先生がそれぞれの子どもや親のニーズに、より多くの注意が払えるよう小人数の学級にしています。頻繁かつ綿密なつながりが特別学校と通常の学校の間につくられ、障害のある子どもが通常の学校にある大きな施設を使ったり、一定の教科や活動については、他の子ども達と合流したりします。もしお子さんが特別学校に就学することになって

も、他の学校と同じく、ご両親と一緒に係わることを望んでいることをお忘れなく。我々関係職員は皆さんがお子さんの発育についてお話しに来ることを歓迎いたします。

21 私の子どもは自宅から離れて生活しなければならないのでしょうか？

一般には、地域ごとに特別学校が設けられていますが、ご家庭での療育について大変多くの支援が必要な非常に重い障害のあるお子さんは、寄宿舎のある学校に在籍されるのが良いと思います。寄宿しているお子さんは、週末には帰宅することができますし、ご両親が学校を訪問したり、宿泊できる場合もあります。お子さんが寄宿舎のある学校に就学しなければならない時には、お子さんの教育のための経費は、教育委員会がお支払いします。

22 私の子どもは後で通常の学校に移籍することができますでしょうか？

通常の学校あるいは特別学校への入学をいつでも申請することができますが、その学校がお子さんのニーズにあっているかどうか確かめなければなりません。これとは別に、教育委員会は、お子さんの進歩について常に注意を払わなければならない立場にあり、転校を勧めるともありません。皆さんは親として、お子さんの教育のために行った施策の年次報告書を手に入れる権利を持っています。この報告書は学校での課題も含んだ独自のアセスメントをもとにして作られています。ご両親は、アセスメントの実施を申し込むことができますし、もしお望みでしたら、報告書の決定について後日異議を申し立てることができます。

23 見直しによって障害児としての登録を破棄することができますか。

はい。もし教育委員会があなたのお子さんが障害児として登録される特別な子どもではないという決定を行った場合、あるいはご両親が異議申し立てを行って、これが国務大臣の見解と同じである場合、教育委員会はお子さんのニーズ記録票の破棄を行うでしょう。実際には、記録票は破棄されるまでの5年間保存されるのが普通ですが、特別な状況の場合には、即座に破棄するよう要求できます。教育委員会はこの点についてご両親の権利について説明しなければならない義務もっています。

24 特別な教育器材についてお金を支払わなければならないませんか？

いいえ。車椅子、歩行器、眼鏡や補聴器のような個人に必要な機器は、それらが必要なお子さんには、厚生労働省関係機関から無料で支給されます。もし関係公共団体や厚生省関係機関との話し合いで何か問題が生じましたら、あなたの“Named Person”がお子さんの学校生活や社会生活に必要なものを手にいれるお手伝いをすることができます。

25 家族の休息はどのようにして保障されますか？

障害のあるお子さんは、特にご両親を必要としているので、疲労が残ったり、多分意気消沈したり、ご家族の休息をとる時間などほとんどないでしょう。この問題については障害のあるお子さんの短期的な休暇というかたちで支援することができ、社会福祉事業課が対応します。お子さんのケアを寄宿制学校に短期間滞在させることによって便宜をはかる場合もあります。ご両親自身の健康や幸福、それにご家族の休息に関する問題をおもちでしたら、あなたの“Named Person”、ソーシャルワーカー、学校長あるいはかかりつけの医者に相談すれば手助けするはずですよ。

26 学齢を過ぎても学校に残ることができますか？

あなたのお子さんが卒業年齢（16歳）に達する前の2年間は、教育委員会はご両親の支援もいただいて、お子さんが卒業年限に達した後も、どのような配慮をしたらよいかを決めるため、お子さんの能力や興味、状況についてアセスメントを行います。この“将来のニーズ”についてのアセスメントは、ご両親のご希望とこれまでお子さんと関係してきた学校の先生、医者、心理関係職員、ソーシャルワーカー、それに職業指導員から提示された全ての意見を考慮して行われます。16歳になってからも学校に残ったほうが良いのか、それとも成人としての生活に移行するために、職業訓練所あるいは生涯学習センター、成人職業訓練センターで行われる教育を受けるのか、このアセスメントによって示されます。アセスメントの報告がコピーされすぐにあなたのもとへ送られますので提案事項を知ることができます。お子さんが学校を去る年齢に達するころには、報告書が社会福祉事業部局や厚生労働省関係部局に届き、当該部局がご両親の同意を得て、支援ができる機関にお送りします。

27 就労は可能でしょうか？

就職については、一般的には将来のニーズについてのアセスメントの一部として論議されます。大部分の地域では、人材供給委員会が障害のある卒業生に就労を支援するコースを運営しています。お子さんは、職業リハビリセンターで訓練を受けることができます。職業指導員もそのことについて全て説明してくれます。そして、あなたのお子さんが障害者条令にもとづいて登録されるべきかどうか論議されます。そう決まれば、登録のための申し込み書類が送られ、障害者再雇用指導員との面接が行われます。登録された障害者は社会的な訓練が受けられることとなります。ある人々は、障害の特徴や重さによって普通の職場では働くことが難しくても他の仕事ができます。このような人々のために、多くのボランティア組織やいくつかの地方公共団体によって、労働条件が普通の職場程厳しくない条件で適切な就労を保障する授産施設が運営されています。地域の職業指導員や障害者再雇用指導員が地域の授産施設についてアドバイスするでしょう。

28 16歳以上の障害者はアセスメントや記録される過程で、本人が意見を述べることができますか？

はい。アセスメントに自分で参加できますし、その過程を自分で見直すこともできます。同じく、学校に残ることに対する拒否やニーズ記録票に書いてあることに反論することもできます。もしお子さん自身ができない場合はご両親が代って行うことができます。

29 私が自分の子どもの世話がみられなくなったら、子どもはどうなるでしょう？

もし短期間、あなたがお子さんの世話をみられなくなった場合、社会福祉課が特別な里親（短期的な）や子ども用の収容施設にお子さんが入ることや、ボランティア団体によって運営される施設でのケアのためのお金を支払います。ホステル（日本のグループホームにあたる）やボランティアの家庭でお子さんが休暇を過ごせるよう対応することや、社会センター、レクリエーション学級あるいは教会や娯楽施設にお子さんが参加できるよう支援して、ご両親の負担を軽くするようにします。ご両親がお子さんの世話をすることができなくなった時、ボランティア団体の助けをかりながら、教育委員会ならびに保健局が、お子さんができるだけ普通の生活ができるように療育も含めた適切なケアを行い可能なかぎりのことを実施します。

30 私の子どもが成人しても働くことができない場合、どんな支援が受けられますか？

保険局から社会保障費が支給され、社会保障費には障害者手当も含まれていることがあります。地方公共団体、保健局それにボランティア組織も、在宅の場合に補助具や機器を配備し、お子さんの短期的里親制度として家庭交換をすることができます。お子さんの権利についての詳しい説明は、もよりの社会保障局や社会福祉局におたずねください。

31 私の子どもが障害児になったのは私の責任でしょうか？

お父さんやお母さんからしばしば同じことを質問されます。精神的な抑圧の過程で見られる普通の感情です。このようなお気持ちはよくありますし、また苦しいものですが、実際には根拠がある場合はまれです。あなたの“Named Person”や保健士、かかりつけの医者あるいは病院のコンサルタントのような方に、誰でもよいですから、そのお気持ちについてお話しればご理解いただけると思います。

32 もし、もう1人子どもを持ったら、また障害児になるのでしょうか？

いくつかの例外を除いて、全ての障害はご両親が原因で起こるとは限りません。この問題でお悩みでしたら、大事なことはあなたの方がまず落ち着いて、かかりつけの医者に相談をもちかけることです。

33 障害の予後を改善するために、もっといろんなことが行われるのでしょうか？

近年、多くの研究が、障害状況の軽減や障害のある人々がもっと普通の生活を送れるような方向をめざしています。新しい教材や進んだ教育技術が学習の困難さを減らし、コンピューターやその他の機器はコミュニケーションをもっと容易なものにしています。医療器具、車椅子や自動車は全て移動が楽にできるように開発されています。社会も全体的に、以前よりもっと障害者のことに気を配ったり理解するようになっていきます。公共サービスでできることは全て行ない、学齢中も成人になってからもお子さんを支援いたします。

以下、全国的な組織と地方の主な相談機関の住所の目録が記載されている。

Ⅲ. サッチャーリズム、ウォーノック報告と戦略的就学支援

スコットランド版「就学の手引き」の小冊子 Special Educational Needs A Guidance for Parents を紹介した。この論文を1987年発表したとき、英国には保護者の教育権、再審請求権や意向をくみ取ったすばらしい制度があるという趣旨の意見が新聞に掲載された。しかし、その時の社会状況とウォーノック報告の内容があまりにも違うことを体験し、同じマーガレット・サッチャーが絡んでいる新自由主義とウォーノック報告には何らかの関連性があるといふかっていた。

たとえばインテグレーション（統合教育）あるいはノーマライゼーションという考え方にしても、1970年以前の定義と新自由主義下でのそれでは違う意味があるのでなはいかと感じていた。例えば、典型的なこととしてノーマライゼーションの定義にしても次のような違いがあるのではないか。

1. 古典的社会民主主義と新自由主義におけるノーマライゼーションの定義の違い

ノーマライゼーションは周知のように、デンマークで施設改革を要求する知的障害者の親の会の運動を基盤として成立した1959年法と、この法律の立法化に指導的役割を果たしたバンク・ミッケルセンによってそのアイデアが作られた。知的障害者の施設生活を人権侵害の典型として、人権保護あるいは人道的立場から知的障害者の人権を回復する理念としてノーマライゼーションが登場した。そして、①健常者と同一条件、同一の機会を与えられた生活を営むこと。②信頼できる個人的サービスを受け、安全な環境の中で生活を営むこと。③自分の好む地域に居住することができること。④自分に適した職業を選択できること。⑤満足できる余暇活動が営まれること。概念的には、当時の現状批判・抵抗概念としてのノーマライゼーション、平等概念としてのノーマライゼーションの主張があげられている。これは、一般的に言われているあるいは信じられているノーマライゼーションである（二文字理明、近藤久史、1997）。しかし、ノーマライゼーションやインテグレーション（統合教育）は新自由主義あるいは市場原理主義に帰属したサッチャーリズムのときにも言及・実行された。

サッチャーリズム下におけるノーマライゼーションの考え方を予想させる言葉がある。サッチャーは「責任をとまなう社会とは、国民1人ひとり、果たすべ

き責任を隣人に押しつけず、自分でやり遂げる社会です。お互いに助けあい、両親が子を第一に思い、友人が隣人の世話をし、家族が年寄りの面倒をみる社会です。世話をして、隣人に支援の手をさしのべる。それが出発点です（Harris K, 1988）。」と述べている。財政的に見ると、財政破綻からの生き残り策としての「小さな政府論」を実行するためには、高齢者も障害者もその地域の住民であり、その地域が責任を持つべきである。地方分権を実施することによって、財政的なメリットもデメリットもあるが、デメリットだけを中央政府に押し付けるのではなく、地方もそれ相当の努力を払う必要があるという意図がなかったのだろうか。バンク・ミッケルセンのいうノーマライゼーションは障害のある人々の人権、マーガレット・サッチャーのノーマライゼーションでは、地域の責任という考え方が底辺にあるように思う。

2. 新自由主義下の戦略的就学支援

1983年度版スコットランドの「就学の手引き」をよく読むと、何度も保護者の意向を確認しながら就学相談を進めている。決して上位下達的な態度は見せない。ここには次のような背景があるのではないか。市民意識の育成を考えると、行政がトップダウン的な決定様式を行なえば、市民が自ら考え自ら行動する態度の育成やオーナーシップを育てる方向には進まない。権利条約が発効する前に、多くの国で障害者の差別の禁止、保護者の教育権や再審請求権の保障、個別教育計画作成における保護者の意見の導入が行われている。この背景には、様々な情報をもっている保護者の意見を聞くことの重要性や学校側の意見と保護者の意見が食い違えば、教育の成果の積み重ねができないという合理性だけではなく、保護者は自分の意見が学校に反映されれば、学校への期待とオーナーシップをもち、学校や社会とのパートナーシップを構築し、社会との接点を築く有力な力となる。しかし、自分達の意見が反映されない状況で将来に対する不安があれば、国や地方からなるべく多くのお金を取ったほうが勝ちであり、決して人々は「小さな政府」を望まないだろうし、国家が破たんしようがしまいが、自分の身を守ることに固執せざるをえない。

この「手引き」が使用されていた時代は、サッチャー政権第二期頃である。手引きの進め方自体が保護者からの質問形式で書かれ、就学支援の進め方は保護者の心情を推し量った保護者主導の進め方、再審請求権の提示、保護者の通常の教育への強い希望の受け止めと

Table 1 新自由主義とウォーノック報告の比較：一部を近江（2002, p.34）から引用

伝統的官僚システム	新自由主義によるシステム	ウォーノック報告の内容
法令・規則による管理	目標・分業による管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令的な障害分類をやめて特別な教育的ニーズという教育目標に移行 ・ 20%の子どもに特別な教育的ニーズがある（制度に在籍している以外の子どもへの支援）
単一の職務に特化した分業システム	サービス供給の効率化のための柔軟な組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病理学的なカテゴリー分類から教育学的対応への移行 ・ 障害児と非障害児の連続性を強調する
明確なヒエラルキー・システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立的な業績評価の単位である小規模な組織間での契約によるマネージメント ・ 民間委託や内部市場システムの活用、公的企業の民営化、民間委託・パウチャー、エイジェンシーの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育計画による評価に保護者の意見を導入 ・ アカウンタビリティの強化 ・ 特別学校のセンター化 ・ P T, O T, 看護師, 保育士の導入と教育職員の割合の低下
戦略的マネージメントの欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給サイドからの一方的な意思決定を行うのではなく、顧客（国民あるいは利用者）サイドのニーズを反映したマネージメント、「消費者第一主義」ないし「選択の自由」を適応しうる選択領域の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人・保護者の権利を認める ・ インテグレーション（統合） ・ ノーマライゼーション ・ 保護者の再審請求権を認める ・ Named Person 制度（保護者の私的後見人制度）により保護者が使いやすい制度への移行と限りなく居住地に近い支援体制の構築

スティグマ（西尾, 1987）の軽減をどのように処理するかなど、保護者の意見を大切にした就学支援が行われる。結局、教育委員会が決める就学先の決定に向かうにしても、あくまでも上意下達によって行政処分されたという意識をもたない配慮がされ、話を進めるに従って保護者の権利と義務が明確となっているまさに戦略的な就学支援である。

このような就学支援はどのような戦略の下で行われたのであろうか。一見180度方向性が異なるように見える新自由主義とウォーノック報告を比較してみよう。Table 1に示すように、ウォーノック報告が出される前の伝統的官僚システム下では、細かい法令・規則による管理が行われていた。これは当時の日本の特殊教育においても同様な恐れがあった。盲学校、盲学校、知的障害養護学校、肢体不自由養護学校それに病弱養護学校と分かれていて、制度的には障害ごとに分かれて就学していた。それが特別支援学校に移行することによって、弾力的運営が可能となった。ウォーノック

報告では、法令的な障害分類をやめたが、現在の日本の特別支援教育では5領域の専門性を担保しながら、1つの特別支援学校でも複数の領域にわたる専門性を担保できる方法をとった。

また、6人に1人、約20%の子どもに特別な教育的ニーズがあるとし、障害のある子どもだけではなく、障害児教育的手法が必要であれば、対象をいわゆる障害児以外にも拡大した。日本の特別支援学校の運営が新自由主義による「サービス供給の効率化のための柔軟な組織運営」になるかどうかは、今後の展開にかかるとであろう。「自立的な業績評価の単位である小規模な組織間での契約によるマネージメント」は、「個別の支援計画」、「個別の指導計画」それに「個別の教育支援計画」の中に含まれる要因であろう。その実行においては、「供給サイドからの一方的な意思決定を行うのではなく、顧客（国民あるいは利用者）サイドのニーズを反映したマネージメント、「消費者第一主義」ないし「選択の自由」を適応しうる選択領域の拡大」

という内容は、「就学の手引き」に見られるように保護者の権利を強めるための Named Person 制度（保護者の私的後見人制度）により保護者が使いやすい制度の構築への配慮がなされている。特別支援教育では、「平成19年政令第55号」と「学校教育法施行令第18条の2」における就学時の保護者の意見の優先順位の変化もこの中に入れることができるのではないかと。しかし、ここで紹介した「就学の手引き」では、より具体的にどのように対応したらよいか書かれてある。

伝統的官僚システムにおける「明確なヒエラルキーシステム」や「戦略的マネジメントの欠如」の克服については、ウォーノック報告では特別学校のセンター化が述べられ、以後の1993年法で設置された SEN 調整者（SEN co-ordinator）の設置は、各学校にあって教員から選び出され、特別な教育的ニーズのある子どもたちへの教育的な対応を実行する際の調整役を演じ、彼らは、特別な教育的対応の成否を決めるキー・パーソンと言って間違いない。日本の特別支援教育においても、特別支援学校のセンター化、特別支援教育コーディネーターの指名があげられる。特別支援学校に在籍する児童生徒に対してのみに教育的支援を限定するのではなく、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する幼児児童生徒への支援や保護者や関連組織との連携を積極的に行うことになった。

3. インクルージョン政策によって特別学校はなくなったか

1) 日本の特別支援教育と世界の障害児教育の比較 すでに多くの先進工業国では、障害児教育の原則と

して、インテグレーション、インクルージョン、ノーマライゼーションあるいは障害のある人々の差別禁止の考え方にのっとって実行されている。インテグレーションやインクルージョンを障害児教育の原則とした国々を比較すると、次に示すような興味ある結果が出てくる。

例えば、Table 2から最も「分離」状況が強い状況である特別学校への就学率を比較してみると、日本よりも特別学校への就学率が低いのは、イタリア、アイスランドとカナダのニュー ブランズウィック州だけである。また、主要国における障害児教育制度への就学率は、Table 2に示すように日本が最も少ない。日本人が生物学的に障害のある子どもの出現率が低い民族でなければ、他の国では障害児教育制度下で特別な教育的支援を受けている子どもたちが日本では小学校や中学校の通常の学級のなかに、多く在籍しているということになる。

2) インクルージョン制度下でもなぜ特別学校が存在するのか？

Table 2に示すようにイタリアを除いて、インテグレーションやインクルージョンが原則として掲げられている国々で、なぜ特別学校に就学する児童生徒の割合が日本より高いのかを考える必要がある。イタリアでは1970年中盤にインテグレーションが行われ、障害児教育改革に当時の世界的な雰囲気も反映されていたのではないかと。具体的には、ベトナム戦争や極左集団によるテロ等、イタリアでは鉛の時代といわれるほど、社会不安と反体制運動が強かった時代であり、インテグレーションは極めて運動論的な変革の意味合いが強かったのではないかと。

Table 2 主要国の障害児教育制度への就学率の比較

国名	障害児教育制度への就学率 (%)	小学校・中学校 (%)		特別学校 (%)
		通常の学級 (%)	障害児学級 (%)	
英国	2.9 (20%にニーズがある)	1.33		1.57
イタリア	2.00	1.94	0.06	
ドイツ	5.00	1.00		4.00
アメリカ合衆国	12.00	11.40		0.60
日本 # 1	1.86	0.38 #2	0.96	0.52
カナダ # 3	5.00	5.00	0	0
オーストラリア	2.00	0.90	0.54	0.56
アイスランド	7.00	6.10	0.42	0.42

1 平成18 (2007) 年の特別支援教育資料をもとにした。# 2 は通級による指導を受けている児童生徒。# 3 は、ニュー ブランズウィック州。日本以外は、1995年から1998年に調査。OECD (1999) Inclusion at work を一部引用した。

一方、新自由主義あるいは財政難を経験した後の国々では、1980年代になると、「障害のある人々の権利条約」を待たずに、先進工業国といわれる国々で、差別の禁止を法律の中に盛り込む国が増えてきた。一方、国家は納税負担率の上昇等によって、「納税者の権利」の保障ということも必須の事項になったのではないか。社会的差別や偏見の禁止、権利擁護が行われると、いわゆる「分離教育」であっても、それが保護者や本人の希望であれば、納税者の権利として認めるという状況になったのではないか。ちなみに英国の場合、インクルージョンが法的的に認められ、差別の禁止があっても、特別支援学校1,049校という多さ（日本との人口比は約2倍）で、日本の約3倍の割合の子どもたちが特別学校に在籍している。

IV. おわりに

「障害のある人々の権利条約」が発効されるにあたり、日本でもそれに対応した法的準備がなされているに違いない。教育の場面では、インクルーシブ教育をどのように実行するかが大きな課題であろう。インクルーシブ教育、保護者の権利、ノーマライゼーション等、その出発点となったのは、ウォーノック報告であったことを疑う者はいないであろう。しかし、そのウォーノック委員会を立ち上げたのはマーガレット・サッチャーであり、諮問期間中に財政破綻をし、その2年後にウォーノック報告が議会を通過し、翌年からマーガレット・サッチャーによるサッチャーリズムが開始されたことにも注目すべきである。

そして今、世界は構造的不況、社会不安に直面し、加えて日本は、未曾有の財政債務高、他に例をみない少子高齢化、高齢化を加速しながらの人口減少をみている。この時期に特別支援教育を発展させなければならぬという状況は、1970年代後半から1980年代前半の英国の状況を思い起こす。中教審答申や第125号通知の中で我々が目指す社会は「共生社会」としている。この言葉は、単純ではなく、近江（2002）によれば、古典的社会民主主義を第一の道とし、サッチャーリズムに代表される新自由主義（小さな政府）を第二の道、サッチャーリズムによって生じた社会不安を解消するための折衷した政治形態として第三の道、これが「共生社会」であり、それぞれが役割を担う役割相乗社会であるとされている。

「障害のある人々の権利条約」が特別支援教育にどのような影響を与えるか予想してみよう。現在でも増

えつつある特別支援学校への就学率は、今の0.5%から1%あるいは英国並みの1.5%になる可能性もある。特別支援学校の閉鎖や就学禁止がない限り、社会不安が大きい状況のなかで、障害者の差別禁止、権利擁護、保護者の権利が保障されると、保護者や子どもは手厚い教育を求め、シェルターとしての「別の場所」を求める可能性が高い。そして、昨今の税制の流れを見ると、納税者の権利としてそれを増々認めなければならない状況になるに違いない。ただし、今後の日本の財政状況にもよるが、特別支援学校の肥大化をそのまま続けるのか、学校数を増やすのか、また英国のように、学校ではあるが、職員の半分だけが教員で、あとは保育士等の職員という状況になるのか、今後の変化に注目しなければならない。最近の動向からすると、特別支援学校に就学してくる児童生徒は障害の軽い子どもが増えていることなどから、現在のように1人の教員が1.5~1.6人の子どもを担当するという状況は徐々になくなるのではないか。特別支援学校の構成員については、この手引きが作られた当時の英国のように職員の半分のみが教員という事態は、日本では様々な問題を生じさせるだろう。現在の特別支援学校のように重複障害のある子どもたちが40%を超える状況は徐々に変わり、これらの子どもたちの割合も相対的に低くなっていくのではないか。

日本では、小中学校の通常の学級に在籍する「障害」のある子どもたちが他の国よりも多いと述べたが、特別支援学校のセンター的機能の幅広い活用が必須条件となるであろう。そうなる当時の英国のように職員の半分が保育士や看護士ではなく、基礎免許として小学校、中学校、高等学校の教員免許を所有している教育職員が、センター的機能の要員として通常の学校への支援、特別支援教育的な手法を取り入れた教科学習に参加できる組織が必要となる。

Table 2で見たように、日本の特別支援教育の課題は、通常の学校の通常の学級に在籍している障害あるいは困難のある児童生徒への教育的支援をどのように確立するかであろう。現在、発達障害のある児童生徒に対する教育的支援は通級による指導で行うとされている。しかし、通級指導教室の数は少なく、自校通級よりも他校通級が圧倒的に多いという利用しにくさ、中学校においては、その数は非常に少ないという現実がある。また、保護者や子どもたちが特別視されるのを嫌がり、ニーズがあっても参加を渋るという現実もある。文科初第125号通知でも交流や共同学習の推進が述べられているが、障害のある子どもと障害のない

子どもの両方の教育的ニーズを反映した授業の開発を行い、双方の子どもたちの困難を解消する授業が必要である。ここにインクルーシブ教育の価値がある。実際、特別支援教育が充実することによって、通常の学級に在籍する子どもの不登校の激減や成績の底上げ現象が生じている。新自由主義の戦略の中に、小さな政府による不足分をボランティアや市民意識の向上によって補うという戦略があるが、「手引き」の中にもボランティア団体や保護団体を認め、言及している。ウォーノック報告にもインテグレーションやノーマライゼーションがうたわれているが、日本の特別支援教育においては、交流や共同学習、更には二重籍、副籍などを出発点として、インテグレーションやインクルージョンへとチャレンジする必要性があるのではないか。

特別支援教育の対象は学齢児の約8%とされている。この目標値は特殊教育の目標値3.69%の2倍以上である。これを達成するためには、これまでの就学支援の方法を変える必要がある。保護者の権利と義務を丁寧に話し合い、上意下達的な決定様式ではなく、本人や保護者が自分の意志で納得して就学先を決めるような方法の検討が必要であろう。ウォーノック報告は1978年に作成されたが、その後の世界の障害児教育・施策に大きな影響を与えた。現在でも障害のある人々の権利条約を具体的に実施した場合の内容を多く示している。

ここでは、1983年、まさに新自由主義的政治状況の下での戦略的就学支援の様子を紹介した。新自由主義そのものは、英国では財政問題を解決したが、社会的格差が社会不安を高め、古典的社会民主主義と新自由主義の折衷的な「第三の道」の政治体制に移行した。しかし、障害児教育の変化を見ると政権が変わってもウォーノック報告の趣旨は活かされている(大城ら、1999)。ウォーノック報告は運動論的あるいは人権論的な背景がその起点のように見えるが、この報告書を立ち上げた人物、出来上がるまでの様々な社会・経済的状况をふまえると、日本にとって、障害のある人々の権利条約はまさに、特別支援教育の戦略的発展と通常教育への影響あるいは社会変革を導く大きなチャレンジでもあるといえるのではないか。

文 献

中央教育審議会 (2005) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申)。

- Harris K (1988) Thatcher, George Weidenfeld & Nicolson Limited, London. 大空博訳 (1991) マーガレット・サッチャー—英国を復権させた鉄の女。読売新聞社。
- 樋田大二郎 (2003) イギリス教育における inclusion 研究の背景と課題—イギリスではどのようにして学校教育を奨励するか—。海外情報研究 子ども社会研究, 9. *Journal of Child Study*, 9, June, 139-145.
- 広井良典 (2006) 持続可能な福祉社会「もうひとつの日本」の構想。ちくま新書。筑摩書房。
- 岩田喜久男 (2006) 「小さな政府」を問い直す。ちくま新書。筑摩書房。
- 森嶋通夫 (1981) サッチャー時代のイギリス —その政治, 経済, 教育—。岩波新書, 49. 岩波書店。
- 文部科学省 (2007) 19文科初第125号「特別支援教育の推進について (通知)。
- 文部省 (1999) 学校基本調査。
- 中西輝政 (2004) 大英帝国衰亡史, PHP 文庫。
- 中西輝政監修・平沼赳夫・中川昭一・古屋圭司・安倍晋三・後藤晟一・下村博文・松原仁・笠ひろふみ・亀井郁夫・山谷えり子・椛島有三 (2005) サッチャー改革に学ぶ教育正常化への道—英国教育調査団。PHP 研究所。
- 二文字理明・近藤久史 (1997) スウェーデンの障害児教育。世界の特殊教育, 133-154。
- 西尾裕吾訳・P.スピッカー著 (1987) ステイグマと社会福祉。誠信書房。
- 落合俊郎 (1988) 日英 (スコットランド) 特殊教育の比較 —「入学の手引き」を通してみた理念の違いについて—。世界の特殊教育 II, 1-16。
- 落合俊郎 (1992) 比較 海外の特殊教育 就学指導について。季刊 特殊教育, 70, 50-59。
- 落合俊郎監修 (1997) 世界の特殊教育の新動向, 日本精神薄弱福祉連盟。
- 落合俊郎 (2003) 今後の特別支援教育の在り方について (中間まとめ) に関する一考察。広島大学大学院教育学研究科附属障害児教育実践センター研究紀要, 1, 85-96。
- OECD (1999) Inclusive Education at Work.
- OECD (2006) Education at a Glance: OECD Indicators, OECD, Paris.
- 近江幸治 (2002) New Public Management からの「第三の道」・「共生」理論への展開 —資本主義と福祉社会の共生—, 成文堂。

大城英名・金子健・佐藤正幸・久保山茂樹・千川隆・
肥後祥治・徳永豊・緒方茂樹・早坂方志・渡邊章
(1999) すべての子どもに、より良い教育を—特別な
教育的ニーズに応える— (英国：教育雇用省
1997), 世界の特殊教育ⅩⅢ, 69-109.
Scottish Educational Department (1983) Special

Educational Needs -A Guidance for Parents-.
田村貞雄・寄木勝美 (2004) 役割相乗型社会による
「三つの市民」と公共政策. 早稲田大学社会科学総
合研究, 5 (1), 49-66.
山口二郎 (2005) プレア時代のイギリス, 岩波新書.
全国特殊教育推進連盟 (1987) 入学する子のために.